

平成25年6月17日

株主各位

会社名 株式会社ヤマダ電機
代表者名 代表取締役社長 一宮 忠男
(コード番号 9831東証第1部)
問合せ先 経営企画室部長 山田 寿
(TEL 027-345-8181)

招集通知記載事項の一部修正について

拝啓 株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、平成25年5月24日付でご送付いたしました「第36回定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部修正すべき点がございましたのでお知らせいたします。
謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所】（修正箇所は下線で表示）

15ページ 「2. 会社の現況 (2)新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」

(訂正前)

	2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (平成20年3月14日発行)
新株予約権の数(個)	59,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	各社債権者が行使請求のため提出した本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成20年3月28日～ 平成27年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 <u>13,760.50</u> 資本組入額 <u>6,881</u>
新株予約権の行使条件	平成26年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	59,000

(訂正後)

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (平成20年3月14日発行)	
新株予約権の数(個)	59,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	各社債権者が行使請求のため提出した本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	平成20年3月28日～ 平成27年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 <u>13,750.40</u> 資本組入額 <u>6,876</u>
新株予約権の行使条件	平成26年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	59,000

以上